

～ 生徒心得 ～

生徒指導については、学校と家庭の緊密な連携がなければその効果を期待できません。「悔ゆるなき今日を励めば」の校是にもあるように、一日一日を着実に積み上げ、自己目標の実現を図るように、ご家庭でも学校の決まりを熟知され、ご協力をお願いします。

1 総則

- (1) 家庭や学校を通じて、規律正しい生活習慣の確立に努め、登校・下校・集合などの時間を守るように努める。
- (2) よりよい学習環境を保つために、校内の清掃美化や校舎・校具の保全に心配りをするように努める。
- (3) 自らの目標を定め、主体的に学習し、身体を鍛え、自己の向上に絶えず努力する。
- (4) 学校、ホームルーム、部活動などそれぞれの集団の一員としての立場を自覚し全体の向上のために積極的に協力する。
- (5) 友人や教職員との交わりを大切にし、常に相手の人格を尊重する言葉や行動に努める。

2 欠席・遅刻・早退・欠課・外出・忌引

- (1) 欠席又は遅刻する場合には、事前に保護者から「すぐーる」及び電話でホーム担任に届け出る。
- (2) 病気による欠席が1週間以上にわたるときは、所定の様式等にて届け出る。
- (3) 忌引・その他、特別な場合にはホーム担任に届け出、指示を受ける。
- (4) 忌引等の特別な場合での教科科目の取り扱いは、ホーム担任を通じて所定の様式（教務部）で、生徒本人から各教科担任に届け出る。（届出は原則1週間以内とする）
- (5) 登校後は、許可なく外出しない。（特別な理由のある場合は外出許可を受ける）また、やむを得ず早退する場合は、ホーム担任に届け出て早退許可を受ける。

3 登校・下校

- (1) 生徒は午前8時40分までに登校し、朝のホームに出席して始業を待つ。
- (2) 生徒は午後5時までに下校する。ただし、部活動等の場合についてはこの限りではない。

4 学習

豊かな学校生活をおくるため、知識や技能の習得に努め、優れた人間性を養うべく主体的な態度で学習に取り組む。

5 禁止事項

次の各項目についての違反に関しては、指導を行う。

- (1) 法令や社会的規範等に触れる行為をしてはいけない。
 - ア 飲酒・喫煙（同席及び所持を含む）
 - イ 暴力・脅迫・恐喝・窃盗・詐欺・万引き
 - ウ 一切のとばく
 - エ 公共物の損壊
 - オ カンニング等の不正行為や学割・定期券の不正使用
 - カ いじめ及びインターネットや携帯メールでの誹謗・中傷
 - キ 薬物の乱用（所持を含む）
- (2) 次の場所への立ち入りを禁止する。
競輪・競馬・パチンコ店・スナック・居酒屋等、高校生として好ましくない場所
- (3) 法によって所持を禁止されているもの。（凶器、危険物等の携行）
- (4) 刺青や化粧及びピアス・指輪・カラーコンタクト等の装飾品類を身に付けること。
- (5) 立ち入りを禁止されている場所でのアルバイト。
- (6) 免許を必要とする諸車（自動車・バイク等）での通学及び無断免許取得。
- (7) 保護者の許可なしの外泊。
- (8) 学校の構内での選挙運動や政治的活動（公職選挙法違反）

(放課後や休日等に学校の校外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の責任の下、生徒が判断し行うものとする。ただし、18歳未満の選挙運動は禁止)

- (9) 午後10時以降の夜間外出。
- (10) 教員引率もしくは保護者同伴ではない、宿泊をとまなう行事への参加。
- (11) 服装や頭髪などの著しい違反行為及び暴言・授業妨害・指導拒否等の行為。
(服装や頭髪は、進学・就職試験時に相応しいもの)

6 学校生活

次の各項目について、本校生徒にふさわしい行動をとること。著しい違反が認められる場合は、生徒指導の対象となることがある。

- ア 制服を正しく着用し、節度ある態度、行動をとること。
- イ 授業をまじめに受け、授業妨害や怠学等の行為をしないこと。
- ウ 貴重品は担任に預けるか、もしくは自己管理を徹底すること。(教室に置いたままにしない、不必要なお金・物品は持ってこないなど)
- エ 携帯電話等は朝のSHから帰りのSHまで使用禁止。ただし、昼休みは使用可。
〔使用可能場所：教室・食堂・選択教室〕 図書室・保健室は終日使用禁止。
歩きスマホは厳禁。

7 礼儀

言葉づかいや生活態度は、人格のあらわれであることを自覚し、常に礼儀正しい生活を心がける。

8 服装

正しい服装は、生徒としての自覚を保つための大切な要素である。清潔で端正、華美にならないように心がける。

- (1) 服装規定を守り、常に制服を正しく着用する。
- (2) やむを得ない理由で異装を必要とするときは、許可を得る。

9 保健衛生

- (1) 生活環境を整え、校舎内外の清掃を徹底する。
- (2) 身体及び衣服は常に清潔に保ち、進んで健康増進に努める。

10 交友

高校生活での苦楽を共にし、真の友として互いに励ましあい、助けあう態度を身に付ける。

- (1) 交友関係は人格を形成するうえで極めて重要な事柄であり、自ら信頼される友となるように心がける。
- (2) 人間平等の精神のもと互いに人格を認め合い、高め合うよう心がける。
- (3) 男女の交際は健全であり、誤解を招くような行為はしない。
- (4) 物品・金銭の貸借はしない。

11 通学

登下校に際しては交通ルール・マナーを守り、本校生徒としての自覚を持って行動する。特に、JRやバス・電車通学の生徒は他の乗客の迷惑にならないよう心がける。

- (1) 登校、下校は定められた時間を守る。
- (2) 免許を必要とする諸車(自動車・バイク等)での通学は禁止する。
- (3) 自転車通学をするものは、許可ステッカーを貼り、所定の場所に正しく置き盗難防止のため施錠する。

12 食堂の利用

- (1) 食堂を利用するときは衛生に留意し、正しいエチケット・マナーを身に付けるように努める。
- (2) 食器類は食堂から持ち出しを禁ずる。また、使用後は所定の位置に返し、紙くず・空き缶等は所定のゴミ箱に始末する。

13 アルバイト

- (1) 1年次生は原則として夏季休暇からとする。
- (2) 必ず事前にホーム担任を通じて生徒指導部へ届け出ること。
- (3) 成績不良の場合や教育上支障があると認めた場合は許可しない。
- (4) 考査発表から考査終了までは、原則禁止とする。
- (5) 勉学をおろそかにすることのないようにする。また、本校の生徒としての自覚をもって行動する。

交通安全

- 1 自転車通学者は、登録ステッカーを自転車に貼る。
- 2 自転車は道路交通法の「軽車両」であり、以下の行為は、法規の適用を受ける。
 - (1) 傘さし運転（雨天時はカッパを用意すること）
 - (2) 自転車の二人乗り
 - (3) 無灯火運転
 - (4) 道路上での並列運転
 - (5) 携帯電話・イヤホン等の使用
- 3 免許を必要とする諸車（自動車・バイク等）での通学は禁止する。
- 4 運転免許の取得は、生徒・保護者の申し出により許可する。
 - (1) 原付バイク（50 cc以下）「原付免許免許受験許可願」
 - ア 免許の取得に際しては、必ず学校の許可を得ること。無許可で取得した場合は生徒指導の対象となる。
 - イ 免許取得については長期休業中（春休み・夏休み・冬休み）のみとする。
 - ウ 「交通法規」及び学校の定める事項を守り、安全運転に心がける。
 - (2) 普通自動車及び準中型自動車 「普通自動車免許受験許可願」
 - ア 免許取得時期は原則として3年次生2学期中間考査終了後とする。ただし成績不振等で卒業が危ぶまれる者は許可しない。また、無許可で取得した場合は生徒指導の対象となる。
 - イ 免許取得については授業・学校行事等を最優先し、学校を休むことのないようにする。
 - ウ 普通自動車免許を取得したものは、学校に届け出をし、在学中は運転しない。
- 5 交通違反及び事故等は直ちに学校に届け出ること。（別添「◆もしも事故を起こしてしまったら」）参照

服装規定

- 1 服装
 - (1) 規定による服装を守り、高校生にふさわしい質実さと清潔を保ち華美にならないようにする。
 - (2) 登校及び校外における学校行事などの際には、制服を正しく着用する。
- 2 Aタイプ
 - (1) 冬服（フォーマルスタイル）
 - ア 上衣は濃紺のブレザー（胸には本校指定の刺繍）、シングル型、3つボタン、本校指定の色・型。
 - イ カッターシャツはポケットにイニシャル入りの本校指定のもの。
 - ウ スラックスは指定の生地、本校指定の型、裾幅等変更してはならない。
 - (2) 合服・夏服
 - ア スラックス・カッターシャツについては冬服と同じもの。
 - イ 夏服のポロシャツは本校指定のもの。
 - (3) ネクタイ
ネクタイは本校指定のものとし、ポロシャツ・カッターシャツのみの着用時以外はネクタイをすること。

3 Bタイプ

(1) 冬服（フォーマルスタイル）

- ア 上衣は濃紺のブレザー（胸には本校指定の刺繍）、シングル型・3つボタン、本校指定の色・型。
- イ ブラウスはポケットにイニシャル入りの本校指定のもの。
- ウ 本校指定のスカートまたはスラックスを着用する。
- エ スカートは指定の生地、本校指定の型（18ヒダ・左裾前部に校章入り）、スカート丈は膝中心とすること。
- オ スラックスは指定の生地、本校指定の型、裾幅等変更してはならない。

(2) 合服・夏服

- ア スカート・スラックス・ブラウスについては冬服と同じ。
- イ 夏服のポロシャツは本校指定のもの。

(3) リボン・ネクタイ

- ア スカート着用時はリボン、スラックス着用時はネクタイとする。
- イ リボンは本校指定のものとし、ポロシャツ・スラックス着用時以外はリボンをすること。
- ウ ネクタイは本校指定のものとし、ポロシャツ・ブラウスのみ・スカート着用時以外はネクタイをすること。

- ※ 冬季（10月～4月）は防寒着として、制服に準ずるかたちで、ベスト・セーター（Vネック）・カーディガンの着用を認める。色は濃紺・黒（ワンポイント可）とする。
但しベストについてはオールシーズン可とし、左胸に本校指定の刺繍のあるものとする。

4 頭髪等

男女とも、高校生らしく清潔を保ち端正な髪型とする。

(1) 男子

- ア 頭髪は染色・脱色しないこと、眉や額を剃りこまないこと。
- イ パーマやカールをかけることは禁止。
- ウ エクステンション（つけ毛）は禁止。

(2) 女子

- ア 頭髪は染色・脱色しないこと、眉を剃らないこと。
- イ パーマやカールをかけることは禁止。
- ウ 長い髪については束ねることが望ましい。
- エ 派手なりボン、ヘアバンド、飾り物はつけないこと。
- オ エクステンション（つけ毛）は禁止。
- ※ 男女とも染色・脱色・パーマ・カール等の違反があった場合は指導を行う。
（服装や頭髪は、進学・就職試験時に相応しいもの）

5 化粧・装飾品等

- (1) 化粧類は一切禁止する。（カラーリップ含む）
- (2) ピアス（透明ピアス等を含む）、指輪等の装飾品は禁止する。装飾品については預り指導を行う。
- (3) カラーコンタクト・付け爪・ネイル・エクステンション（つけ毛）は禁止。

6 衣替え

衣替えの時期については特に定めない。ただし、式典等においてはフォーマルスタイルを基本とする。

7 靴

黒・茶の革靴及び運動靴（派手でないもの）とする。

8 靴下

ソックスは白・黒・紺としストッキングは黒又は肌色とする。（網目状のソックス・ストッキング、ルーズソックスは禁止する）

9 鞆

特に定めていないが通学用としてふさわしいものとする。(派手でないもの)

10 マフラー

校舎内での使用は認めない。(派手でないもの。長さは交通安全の見地から適切な長さにする)

11 その他

- (1) 上履きは本校指定のものを履くこと。体育館シューズと校舎用上履きは区別する。
- (2) 生徒証明書(身分証明書)は常に携帯する。

交通事故の対応



◆もしも事故を起こしてしまったら…




事故を起こしてしまった場合、気が動転して的確な対応ができないこともあります。以下の手順を参考に、落ち着いて行動できるようにしましょう。また、親や学校の先生など、信頼できる大人に連絡をしましょう。

①けが人の救護

けがの手当てが最優先です
まず救急車を呼びましょう！



 119 「どこで」「どんな事故」「けが人の状況は」

②道路上の危険防止


安全な場所に自転車などを移動させましょう
(二次災害防止)



③警察への連絡

現場をよく確認し、落ち着いて警察に連絡しましょう



 110 「いつ」「どこで」「だれが」「なにを」「どうして」「どうなった」

※警察への届け出がないと「交通事故証明書」が発行されません

④相手方の確認

事故の相手方の名前、住所、連絡先などを確認し
(場合によっては 車両のナンバーや特徴など)

絶対ダメです…

「大丈夫です」「急いでますので」「どこも痛くないですから…」、など

- ◆その場でなにも聞かずに別れること。
- ◆また、その場で示談をすること。
- ◆特に、自分に過失がある場合、そのまま立ち去ると「ひき逃げ」となり、重大な罪になる場合があります

⑤必ず医師の診断を受ける

事故直後は大したことないと思っても、あとで意外と重症だったという例もありますので、できるだけ早めに医師の診断を受けることが大切です。